

欧州共同体の市場統合の一断面 ——「公共調達市場の開放」瞥見

森 恒 夫

A Survey of Opening up of Public Procurements —an aspect of the integration of European Community market—

MORI, Tsuneo

Abstract

The European Community has been carrying forward the integration of the internal market, aiming at the completion of single European market, which means a complete free movement of goods, persons, services & money — the elimination of various tariff and non-tariff trade barriers among member states.

The elimination of the former barriers finished with the completion of the customs union in the Community at the end of 1960s. The curtailments or abolitions of non-tariff barriers (NTBs) have mostly been carried out under the J. Delors's Commission of European Communities. Most of the directives proposed by the Commission have been adopted by the Councils and enforced at the beginning of 1990s, but some of NTBs remained persistently. The member states' public procurement policy was the major case.

Until 1970s the member states were not responsible for opening up of their public procurements. It had been promoted under the Derols's Commission and the transposing and enforcing of relevant directives into national legislations were almost finished. However the barriers have substantially remained. That's because the national public procurements are indissolubly related to regional, industrial and employment policies of each state, and they are relevant to the social dimensions of the European Community's aims and purposes.

Keywords : public procurements; market integration; social dimension

キーワード：公共調達；市場統合；社会的側面

I

1958年に欧州経済共同体（European Economic Community, E E C）として発足した欧州共同体（European Community）は、加盟国間の国境ないし国家主権を縮減し、域内市場の統合—単一化、共同体の連邦国家化を目指す「連邦派」と、自由競争を建前とする市場統合を進めつつも国家主権は保持する国家連合を志向する「連合派」との対抗をないまぜながら、'93年初に市場統合を「完成」させ、'99年に11ヵ国の「通貨統合」—単一通貨ユーロ（Euro）の創出を実現し、2002年初にはギリシャを加え現金通貨ユーロ（Euro）の流通が始まるまで統合の「深化」を遂げてきた。この間に、共同体はマーストリヒト条約をもって欧州連合（European Union, E U）となり、加盟国数は'95年には15ヵ国となり、さらに周辺諸国の加盟が日程にのぼり、これに備えたアムステルダム条約またニース条約が締結された。

いうまでもなく、欧州共同体のいわゆる域内市場（internal market）の統合—単一化とは、域内市場におけるモノ・サービス・ヒト・カネの自由移動を完成し、文字通り共同体全域を単一市場（Single Market）とすることであった。関税あるいは輸出入割当性のような障壁の撤廃は、'60年代の関税同盟の「完成」をもって完了し、残る移動の自由への障壁—非関税障壁（Non-tariff Barriers, NTB）の除去が課題となっていた。この課題の達成への過程は、'85年の欧州委員会委員長へのJ.ドロール（Delors）の就任によって弾みをつけられた。同年理事会に提出された「域内市場完成白書」は、物理的障壁・技術的障壁—税（fiscal）障壁に分類される諸非関税障壁の、タイム・テーブルにしたがっ

た撤廃を提案し、特定多数決方式の適用範囲を拡大した'87年の単一欧州議定書（Single European Act）の発効を媒介として、「原理的に、単一欧州市場は技術的には1993年1月1日に『完成』された。国境管理は廃止され、提案された立法上の変更はそれまでに大部分閣僚理事会により採択されていた」（Healey, p.152）。当初約300におよぶ指令の形をとったが、'90年3月に最終法令確定数は282とされ（田中、146頁）、'93年2月までにそのほぼ95%が理事会で合意され、261（93%）が採択された（Nicoll and Salmon, p.147）。

その後、単一市場化を促進するさまざまな措置が採られた。'96年には、法規（rules）の簡素化の促進機関S L I M¹⁾が設置され、利用者の声を反映した法規改善の勧告を委員会に対し行うこととなった。'97年には、新アクション・プラン「単一市場の作動促進」（'Making the single market work'）（European Commission, '97）が公表され、アムステルダム欧州理事会で支持された。それは4つの目標を明記している。①ルールをより効果あらしめること、②重要な市場の歪みの処理、③市場統合への部門ごとの障害の除去、④全市民のための単一市場の提供である。①では、合意されたルールの適切な実施、また共同体や各国レベルのルールの簡素化の必要が強調され、②では、一般的な合意された歪みとして、税障壁や反競争的行動が指摘され、③では、単一市場の枠組みにあるギャップを埋める立法行為の必要、がそのための、単一市場に対する各国行政の態度の大きい変化の必要が指摘され、④では、雇用の創出、個人の自由の増大、消費者の受益、高水準の健康・安全の確保、環境保護といったことのために、

単一市場の社会的次元の向上を含むいっそうの措置の必要が指摘されていた (Darmer, p.65)。

重要な焦点は「実施赤字」('implementation deficits') にあった。理事会・議会合意の指令が加盟国によって「時間通りに」('on time') に実施されなかったのである (Cf. Darmer, p.65)。'96年には単一市場スコアボードによって加盟国の実施状況をモニターした結果が定常的に公表されることになった。これは、「どのメンバー国も法令違反者として身を曝したくないので積極的効果 ('peer pressure') * をもつと期待され」、「当惑効果」('Embarrassment Effect') といわれる (Darmer, p.66)。'98年のカーディフ欧州理事会は、共同体の成長・雇用促進に果たす単一市場の基本的役割を再度強調し、スコアボードの積極的効果に言及していた (Darmer, p.68)。

改善は顕著であった。未実施率は'97年6月の35%から'99年12月の12.6%に低下した (Darmer, p.65)。こうして、「'90年代末には必要な措置はほとんど採択され、実施されていた。国のルールの調和化の過程は続いているが、前とは違った仕方であった。進行中の作業の焦点は、域内市場の機能発揮 (functioning) に変わった。それは、委員会の『域内市場のための戦略的プログラム』(COM (93)) で設定され、域内市場を作動させるために連合の首長によって明示的に支持されていた」(Darmer, p.51)。「'99年秋に、発足した新『ヨーロッパ域内市場戦略』も市場統合をさらに進め、事業にとっての規制上の環境を改善することによって、この改革過程 [競争力強化のための域内市場効率化の構造改革] に寄与するはずである。'99年には

単一市場のための法的枠組みは大方確立され、焦点は基本的に法的な諸問題から、域内市場のより経済的な諸側面に移行していた。後者はカーディフ・プロセス²⁾でも焦点であった」(Darmer, p.91)。

こうしてEU経済圏の単一市場としての実質は、国境管理 (税関) という物理的障壁の廃止、諸行政手続きの簡素化、メンバー各国の国内諸規制・法制度の廃止、それらの [最低限] 調和化・相互承認、汎欧的共通法 (規則) の制定、市民としての基本的権利に関する差別の廃止、あるいは間接税の統一に向けた調整等の膨大な指令等の採択―対応する各国法令・制度等の変更・廃止によるその実施で、かなりの完成度を高めてきた。

しかしなお重要な点で、単一市場化を阻む障害が、'90年代初めに残されており、それに対する取り組みが試みられてきた。その焦点の1つが公共調達 (public procurement) 市場の域内開放である。

注

- 1) Simpler Legislation for the Internal Market. 現在ある問題を識別し立法改善の方途を委員会に勧告する、5人の専門家と特定規則の利用者5人からなる小グループの会合。新プロジェクトBEST (Business Environment Simplification Task Force) も事業に対する不必要な行政・規則の負担を軽減する措置を示唆した (Darmer, p.66)。
- 2) '98年6月のカーディフ欧理事会は、EUの競争力、成長また雇用促進に果たす域内市場統合の基本的重要性を再度強調し、スコアボードの積極的役割に言及した。そして、国の産業部門さらに経済のヨーロッパ化という統合プロセスのより立ち入った点検が必要とされ、これはカーディフ・プロセスとして知られるようになっている。この枠組みのなかで'99年初には最初の加盟国の経済改革の年次審査 (annual review) が行われた。共同体市場の単一化、そのいっそう柔軟で効率的機能が、競争レベルを高め、価格・資本コストを低下させ、それによってEUの競争力が高まり、結局は成長と雇用の創出に積極的効果をもつことなるという認識がいよいよ強まっているのである (Darmer, pp.68-9)。

II

EUの公共調達市場は、12ヵ国でecu560b. ('88価格)、共同体GDPの15%、また15ヵ国でecu750b. (1996価格)、同11%の規模をもつとされる (Lawton, p.137)¹⁾。その共同体レベルの開放は域内市場統合（単一市場化）の経済的意義を大いに高めるものといえる。

ローマ条約の第2章設立の自由 (RIGHT OF ESTABLISHMENT) は、加盟国の国民に対する他の加盟国の領域における設立の自由への規制 (restrictions) は経過期間中に漸次廃止されるべしと規定し (第43[旧52]条)、新たな規制の導入を禁じていた (旧第53条)。そして、第48 [旧58] 条では、共同体内に主な拠点をもつ加盟国の企業は加盟国の国籍をもつ自然人と同様に扱われるべしとも規定し、労働者の移動の自由に関し第39 [旧48]条2は雇用、報酬等の国籍による差別を禁止していた。第49 [旧59] 条はサービス提供の自由を規定していた。ただし、設立の自由に関しては、「国家が・・・公的権威の行使と結びついている活動には適用されない」 (第45[旧55]条) こと、また「公共政策、公共の安全あるいは公共保健にもとづく外国人の特別扱い」を妨げないこと第46[旧56]条、労働者の移動の自由に関しては、諸権利が「公共政策、公共の安全あるいは公共保健にもとづく制限に服する」 (第39[旧48]条3) ことも規定していた。²⁾ 結局、公共調達においては「共同体大の競争に契約を開放する責務は一切なかった」 (Darmer, p.61)。それでも、'70年代の最初の諸指令は1つには公共的供給契約に関連し、1つは公共事業に関連し、他の加盟国による競争を促進する目的をもってしたが、自国主義 (buy national) は強く、望まれるほどの市場開放とはならな

かった (Darmer, p.61; 田中、79頁；『統合白書』、222頁)。

いうまでもなく、重要な市場である公共調達は、1国のそれぞれの分野の産業あるいはたとえばナショナル・チャンピオンの成長を需要面から支え、地域政策や雇用政策、またこれらと関連した中小企業政策の要素となり、さらに景気調節の有力な手段ともなるから、その市場統合には根強い抵抗があったのである。加盟国の公共買い付けシステムには「大量の建設的批判が向けられてきた。その結果、共同体の公共市場統合の目的で厳格な規制体制 (regulatory regime) が採択されてきた。公共調達はヨーロッパの政策立案者には財政紀律次元で考えられ、その相対的重要性が、共同体内貿易におけるすべての現存の非関税障壁を廃止する必要を反映してきた欧州統合の文脈でみて、重要な役割を獲得してきただけでなく、国内レベルで、それはいっそう重要であった。国内レベルでは、国の行政が、その公共部門の相当の節約の達成という点で、新たに確立された法体制を実施し順応することを求められてきた (Lawton, p.136)。

公共調達開放への推力となったのは、やはり、『完成白書』であった。「[同] 白書と2つの科学的・経験的に基礎づけられた'80年代半ばの研究³⁾は、共同体の加盟国における保護主義的な公共買い付けが、共同市場の妨げない機能の相当の障害であるだけでなく、域内貿易に対する重大な非関税障壁をなす事実を例証とした。全共同市場にわたる一様で非差別的で透明な形での公共調達の規制の背後にある基礎的な動機は、公共部門の節約の達成であった。特恵的買い付けが品質以外の要因に帰せられる価格の開差 (discrepancy) を恒久化するものと見られてきたからである」

(Lawton, p.136)。公共供給契約に関しては、'88年に '77年指令を改訂する指令が採択された。'77年指令は、公共供給契約獲得をめぐる競争を促進し、指令対象を拡大するなどの内容をもっていたが、改訂指令はこれを強化し、新入札手続きを定め、入札参加期限の緩和するなど従来の指令を実質的に強化し改善した(『統合白書』,224-26頁)。公共事業契約関連では、'71年指令を改訂する指令が'89年に採択された。新手続きを規定し、対象分野を拡大し、契約過程の透明化を試みるなどであった(同書、227-29頁)⁴⁾。'89年12月には契約の審査における国籍その他による差別を矯正する法律の存在を確かにする指令が採択された(『白書』222、228-29頁)。

'90年代初めの立法は「現在の公共調達政策の基礎構造を形成した」。そこでは4つの指令が採択された。公共工事契約、物品供給契約、サービス契約、「公益事業」(水道・エネルギー・運輸・通信の部門)を対象とするものであった。2つは、契約発注手続き中の侵犯の適切な是正の確保に関するものであった(Darmer, p.61)。

'96年の公共調達に関する緑書をもってこの分野での市場統合の発展の方途についての討議が開始された。同緑書は、公共調達契約への中小企業の参加を促進し、関係市場での公正なシェアを確保させる必要をはっきりと認識した。だが、なんらの特定の措置も示唆しなかった。どんな勧告をしても法的両立性—とくにEU法に関連して—の疑義を引き起こすからである(Lawton, p.147)。討議の結果はコミュニケ「欧州連合における公共調達」(European Commission, 1998)にまとめられた。それは、「基本的な法的構造は存在してはいるが、公共調達は実際上なお、他加盟

国の企業からのオファーに対して閉ざされている」と結論し、したがって、委員会はこの構造を維持する必要を強調したが、現行ルールを明確化し整理統合するとともに、簡素化・現代化の必要に適應させて、ルールの適切な適用と執行を確かにする必要を強調した(Darmer, p.61)。

ダーマによれば、域内市場の公共調達についての立法状況は、実施について加盟国の遅滞はあるが、どちらかといえば完了しているように見える。だが、公共調達市場への参加に障害ありと報告している大会社のほぼ50%は、買い手が価格や品質以外の基準にもとづいて発注していると信じており、同様に小企業のほぼ40%が、入札募集の公表がないことで参加を妨げられていると指摘している。この意味での障害は、必ずしも共同体法が適用されないことからくるのではなく、しばしば国語の使用や文化的伝統にある(Darmer, p.64)。

関連して、包括的情報開示が奨励されており、公共契約受注の競争に参加したい企業は必要な情報を得るいくつかの方法をもつ。発注体(contracting entities)は契約を発注する意思を知らせる通知を公表する義務をもつ。こうして全加盟国の潜在的供給者はEUの公共契約について情報を得る、とされている⁵⁾(Darmer, p.64)。契約発注通知(Contract Award Notices)は、競争状況や価格などの市場情報をあたえることで、潜在的供給者にとり殊に誘引となるが、入札案内(invitation)により知らされる全入札(tenders)のほぼ半分について公表され(表1)、これら通知の多くは契約の価格/価値についてなんの情報もあたえていない(Darmer, p.64)。公共調達に関する開放はま

だ決して充分とはいえない。

表1 公共調達、1993-97

| 年 | 調達総額 (ECU b.) | 通知総数 | 入札 通知数 | 発注 通知数 |
|------|------------------|---------|-----------|-----------|
| 1993 | 688 | 67,192 | 39,397 | 21,118 |
| 1994 | 722 | 96,370 | 56,180 | 31,040 |
| 1995 | 750 | 127,770 | 77,310 | 38,855 |
| 1996 | 789 | 140,576 | 81,216 | 46,598 |
| 1997 | 831 | 155,185 | 87,757 | 53,377 |

出所：Darmer, p.65

注

- 1) 約ecu700b.、GDPの10%、(Darmer,p.60)；ecu400b.、15% (『EC統合白書』222頁)という数字もある。ちなみに、一般政府最終消費支出の対GDP比はEU12ヵ国で2000年に19.8%、15ヵ国でも19.8%；粗固定資本形成の対GDP比は同じく2.6%、2.3%であった (European Economy No.71, 2000, Annex)。
- 2) 条文はアムステルダム条約によっており、旧はマーストリヒト条約によるものである。金丸照雄編著『EUアムステルダム条約』、ジェトロ、2000年およびC.H.Churck & D.Phinmore, *European Union and European Community*, Prentice Hall, 1994参照。
- 3) Commission of the European Communities, *The Cost of Non-Europe*, Luxembourg, 1988; the Checcinni Report 1992 *The European 3 Challenge*, 1988.
- 4) '89年には水、エネルギー、輸送、通信の契約が最良の商業ベースで行われるよう共同体規則下に置き、指令は「競争原理から保護されていた私企業にも適用される」とされた (『統合白書』、230-31頁)。ただし、'91年まで公益事業は、民営化への抵抗、民営化後の体制の不備による規制の出遅れで、公共調達の対象外にあった (Lawton,p.148)。
- 5) 契約当局が選べる発注手続き (award procedure) には公開手続き (open procedure) と制限手続き (restricted procedure) があり、指令で網羅的に列挙されているケースでは契約当局は交渉による手続き (negotiated procedure) を利用してもよい。供給者の選別基準は高い評価と技術的能力に係り、発注の基準は、最低価格が落札が経済的にもっとも有利であることを購入者に納得させるような諸要因の結合でなければならない。各契約の技術的仕様は、欧州標準を移項した国の標準か欧州承認技術 (European technical approvals) か共通技術仕様ないし共通技術仕様にならなければならない。指令において契約当局と認めているのは、国家、地域・地方当局、公法の下にある団体 (bodies)、地方・地域当局または公法の下にある団体の作った組合 (associations) であり、総数11万以上といわれる (Darmer,p.62;Lawton,pp.141-42)。

III

といっても、公共調達市場の統合＝単一化はただ推進すればよいというわけではなく、公共調達政策は他の公共政策と密接に絡み合っ
て進められる。ロートンは、この公共政策の
3分野として地域開発・産業・社会政策を挙
げている (Lawton,p.141)。いうまでもな
く、公共調達の作り出す需要は、地域産業を
支え、振興し、雇用の維持・拡大を図る重要
な梃となる。それはとくに衰退地域や低開発
地域にとってそうである。EUにおいては、
補完性原理とも関連して、地域主義－地域分
権化はEUの社会的側面の主要な理念であり、
地域政策は雇用政策や産業政策と組み合っ
てEU政策のますます重要な柱となってきてい
る。そこでは、近年、一般的にそうであるよ
うに、中小企業の発展力に期待が寄せられて
いる。地域発展で求められる産業リストラク
チャリングの場合、大企業は余剰人員の排出
になりがちであるが、中小企業は変化に柔軟
に対応し、より有効に事業活動を多角化し必
ずしも雇用の削減にうったえる必要がない、
というわけである。その一方で中小企業は欧
州経済において企業数の95%、年売上高の2/
3を占め、その経済的な役割は重要だが、公
共調達がecu750b.、EUのGDPの11%を占
めるのに対し、中小企業の公共部門契約への
参加はecu94b.、2.2%を占めるに過ぎない。
参加率では15.3%にとどまる (Lawton,p.143)。

こうした公共調達市場への中小企業の公共
調達市場への参加率の向上は、同市場の単一
化の推進によって、中小企業の“活力”への
期待とは裏腹に、むしろ阻害される。公共調
達を効率的に行い公共財政の節減を達成する
市場の単一化に対応しうるような競争力を中
小企業に備えさせるには、中小企業が、公共

調達に関するEUの法的必要手続き要件を熟知し、品質保証標準に見合わなければならない。また、公共調達の特殊な仕様に合った複雑なマーケティングと経営の仕組みを発展させなければならない。こうして、「政策立案者は、一国レベルでもEUレベルでも、入札手続きへの中小企業の参加促進にもっとも適切な方法あるいは枠組みと、公共契約発注との選択のディレンマに当面する」と指摘されている (Lawton, p.144)。

地域政策としての中小企業政策は公共調達需要の特恵的配分という「国家援助」措置と密接にリンクしている。ローマ条約第30条 (アムステルダム条約第28条) は輸入の量的規制とそれに相当するすべての措置を原則的に禁止している。他方、第92条 (同87条) は、自由競争を歪めるような国家援助は共同市場と両立しないとしながら、「社会的性格をもつ援助」あるいは相対的貧困地域等の経済的発展促進の援助など、共同市場と「両立すると考えられる」7項目の援助をあげていた¹⁾。この相互に排他的な両条の線引きは必ずしも確定せず、中小企業への特恵制 (preference schemes) は現地企業に公共調達の一定割合を保障するものとして実施されてきた。ただ単一市場の完成とともに、第30条 (同28条) への侵犯とみなされる傾向があり、廃止されてきているといわれる。それでも、1996年の公共調達に関する緑書は、公共調達契約への中小企業参加を促進し公正な市場シェアを確保することの必要を明示的に認めた。しかし、同緑書はことにEU法との法的両立性が問題となるために、何らの特定の措置も示さなかった (Lawton, pp.149-151)。

社会政策面で公共調達市場の単一化を制約した要因に、「契約順守制」(contract com-

pliance) がある。契約順守制とは、「それによって、供給サイドが社会政策措置に関連するある条件に従わなければ、需要サイドはこれを公共契約選別、資格認定および発注手続きから合法的に排除しうる」 (Lawton, p.150) ことである。これは北アメリカでよく知られているが、ヨーロッパの司法では、公共調達に関する二次的政策に属し、性、人種、信仰ないし心身障害にもとづく差別と闘うことを狙いとするときされる。契約順守立法や政策はたいていの加盟国になじみがあるが、公共調達諸指令は状況を劇的に変えた。ヨーロッパの法秩序では、契約順守制は競争を歪める可能性のある特恵的公共買い付けを恒久化するもので、共同市場の経済的統合に対する潜在的非関税障壁になる。共同市場の完成は契約順守制全体の、欧州法の基本原則との両立性についての問題の再考において国の行政に大いに影響を与えてきた。

とはいえ、EUの諸機関 (委員会、欧州裁判所) の契約順守制に関する立場は揺れていたといえる。欧州裁判所は'80年代末の2つの事件²⁾でその見解を示した。一方では、裁判所は、契約順守制は国内あるいは地方の雇用に関連して公共契約発注に対する入札手続きでの選別基準として使うことができない、との立場を維持した。「入札者の選別は、関連指令に明示的に規定されている技術的・金融的必要条件の網羅的なリストにもとづく過程である」 (Lawton, p.152)。契約順守制が、公共調達の社会政策的なものも含めた現実の目的を補うものであることを認めても、裁判所ないし委員会は指令の弾力的解釈の受け入れには気乗りしなかった。だが、契約順守制が、失業への考慮を織り込むだけでなく、関連市場での機会の平等を促進し、性や人種の

差別を除去しうるのであって、実際、公共調達に関する指令は、契約当局が、入札者に国の雇用立法の諸規定を尊重するよう要求できると規定しているのである。こうした理解では、契約順守制は指令に規定された選別基準の1要因となりうる。他方、画期的事件³⁾では、裁判所は、公共調達、ことにもっとも経済的に有利な応札が選別されるケースでは、社会政策上の考慮は発注基準のただ一部になりうるのみと裁決した。そして、裁判所は、社会政策上の考慮が、契約条件となりうるのは、それが他の加盟国からの入札者に直接・間接の差別的影響がない場合とした（Cf. Lawton, pp.151-54）。

こうした契約順守制ないし社会政策上の配慮の公共調達政策への織り込みをめぐる問題について、ロートンはつぎのように結論している。EU諸機関は加盟国の公共調達と公共政策との相補性を過小評価してきたようにに思われる。公共調達のルールの適用によって公共部門の節約が達成され、ローマ条約やマーストリヒト条約の諸目的が実現されたとするのは、単純化に過ぎよう。そうした名目上の節約は社会-経済的政策の大領域を置き忘れたままにする。調達という形の公共支出は全加盟国やEUの隣接した政策と解き難く連関しており、そのもっとも重要なものが社会政策である。公共調達は、ローマ条約やマーストリヒト条約に規定された狙いや目的に資するのであるが、それらのなかには、社会的結束や長期失業との闘いや満足な生活水準の達成が含まれているのである（Lawton, pp.154-55）。

公共調達市場の開放=非関税障壁である加盟国の公共調達政策の「調整」ないし「欧州化」を重要な1分枝とする欧州共同市場の統

合一域内市場単一化政策は、共同体大のヒト・モノ・サービス・カネの自由移動-自由競争の徹底による国際競争力の強化こそ共同体全体の経済成長と雇用を保障するものという観念にもとづいて、たゆみなく押し進められている。しかし、ローマ条約さらにマーストリヒト条約は、共同体の社会的側面の充実を一方の柱とし、それは、市場統合の論理では律し切れない。むしろ市場統合の論理は、社会的側面を脅かす。共同体条約やそれを根拠とする諸政策はこのことを予定しているとさえいえよう。そして、社会的側面に関する諸政策はなお強くナショナルである。欧州共同体の政策分析はこのいわば複眼的立場を維持することがとりわけ必要としているといえよう。

注

- 1) ローマ条約第92条（アムステルダム条約87条）は「共同市場と両立しうる」あるいは「共同市場と両立しうると考えられる」とされているのは、消費者への「社会的性格を持つ援助」；自然災害による損害等の修復；ドイツ分割の影響を受けた西ドイツの地域への援助；低開発ないし高失業地帯への経済開発援助；造船のようなある経済活動ないし地域への開発援助；委員会の提案による理事会決定（特定多数決）で特定した種類の援助であった。マーストリヒト条約は、これに文化・遺産の保存を促進する援助を加えている。
- 2) case 31/87, Gebroeders Beenjes B.V. v. The Netherlands, [1989] ECR 4365 および case C360/89, Commission v. Italy, judgement of July 3 1992.
- 3) case 31/87, Gebroeders Beenjes B.V. v. The Netherlands, [1989] ECR 4365.

参考文献

- Church C.H. and D.Pinnemore, *European Union and European Community*, Prentice hall, 1994.
- Council of the European Communities ; Commission of the European Communities, *Treaty on European Union*, Office for Official Publications of the European Communities, 1992.
- Darmer, M. and Kuyper, L (eds.), *Industry and the European Union*, Edward Elgar, 2000.
- European Commission, *European Economy* No.71, 2000.
- Healey, N. M. (ed.), *The Economics of the New Europe, from Community to Union*, Routledge, 1995.

Lawton, T.C. (ed.), *European Industrial Policy and Competitiveness, Concept and Instruments*, Macmillan Press Ltd., 1999.

Nicoll, W. and Salmon, T. C., *Understanding the New European Community*, Harvester Wheatsheaf, 1994.

Treaty establishing the European Economic Community, Rome, 25 March 1957, Text in force on 1 January 1973. HMSO, 1973.

E C 委員会編、太田昭和監査法人国際部訳『E C 統合白書』、日本経済新聞社、1991。

金丸輝雄著『E U アムステルダム条約』、ジェトロ、2000年。

田中素香『E C 統合の新展開と欧州再編成』、東洋経済新報社、1991。